

「ゴセンちゃん振興券」取扱店募集要項

1. 振興券の発行概要

振興券名称	「ゴセンちゃん振興券事業取扱店管理等業務」
発行者	御所市
発行総額	120,000,000円
発行冊数	24,000冊 [1冊「500円券×10枚綴り」＝額面総額5,000円]
取扱店負担	負担なし
対象者	令和5年12月1日現在、御所市の住民基本台帳に登録のある人
配布期間	令和6年1月下旬
振興券利用期間	令和6年2月1日（木）～令和6年3月31日（日）
振興券換金期間	令和6年2月1日（木）～令和6年4月12日（金）
その他	他店での転用及び、未使用振興券の直接換金は禁止します。 おつりはできません。

2. 振興券取扱い厳守事項

- 他店での転用及び、未使用振興券の直接換金は禁止します。
- 振興券は物品の販売または役務の提供（リフォーム・修理も可）などの取引において利用可能です。
- 振興券と現金の交換は禁止しています。
- お釣りは出さないでください。不足分は現金等で受取ってください。
- お客様から振興券が提示されましたら、冊子より必要枚数を切り離して振興券のみを受取りください。
- 綴りから切り離された振興券は原則使用できませんが、消費者が綴りを持っており、振興券の管理番号からその綴りのものと確認できれば、使用できます。
- 振興券の対象外商品などを独自に定める場合（特売品など）は、予め消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示してください。
- 有効期限を過ぎた振興券は受取らないでください。有効期限：令和6年3月31日（日）
- 振興券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(御所市)は責任を負いません。

3. 振興券の利用対象にならないもの

1. 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金等）
2. 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
3. 金、プラチナ、銀、有価証券（金券、商品券、ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
4. 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
5. 現金との換金、金融機関への預け入れ
6. 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い（ただし、料亭など明らかに飲食の提供が主目的である店舗は利用可能とする。）

7. たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
8. 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
9. その他この振興券の発行趣旨にそぐわないもの

4. 取扱店登録にあたっての取扱店資格

御所市内において「事業所」、「店舗等」を有する事業者とし、市内店舗等において、振興券の利用が可能です。

また、次の事業者を除く。

- a. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等を行っている者。
- b. 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
- c. 上記3.【振興券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。
- d. 御所市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者。
- e. 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- f. 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。
- g. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- h. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- i. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 取扱店登録申請について

(1) 登録方法

取扱店登録希望者は、この募集要項に同意の上、別紙の「取扱店募集チラシ」裏面の、取扱店申込書に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法で申請してください。

1. FAXで申請：0745-65-2390（南都銀行 御所支店）
2. 窓口または持参・郵送で申請：

南都銀行 御所支店（御所市326-1）

※持参・郵送での受付が可能です

南都銀行 掖上支店（御所市大字柏原724-6）

※火・木のみ持参にて受付が可能です

南都銀行 吉野口支店（御所市大字戸毛140-4）

※月・水・金のみ持参にて受付が可能です

(2) 募集期間

令和5年11月1日（水）～ 令和6年2月29日（木）まで

※令和5年11月22日（水）までに申し込み頂きました事業者様については、利用者に配布する取扱店舗一覧に店舗情報を記載いたします。

(3) 登録

登録申請のあった事業所については精査を経て、取扱店として登録し、店頭に掲示していただく「取扱店表示ポスター」、「取扱店表示ステッカー」「振興券（見本）」、「換金ツール」、「マニュアル」等を後日配布します。

登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

6. 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- (1) 取扱店は、利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「取扱店表示ポスター」を消費者にわかりやすい場所に掲示してください。（店頭・レジカウンターなど）
- (2) 使用される振興券は、事務局が事前に配布する「見本」と間違いないか確認してください。なお、偽造された振興券と判別できる場合は、振興券の受取りを拒否するとともに、速やかに警察へ通報していただくとともに、御所市ゴセンちゃん振興券事務局までご連絡をお願いします。振興券の「見本」については、レジ担当者や振興券を取り扱うすべての店員に周知願います。
※特に綴りから切り離された振興券を使用される場合は偽造の可能性が高くなります。振興券には「ホログラム」等の偽造防止措置が施されていますので、注意して受付してください。
- (3) 取引により振興券を受取ったときは、券裏面に「受領店舗印」を押印するなど、再流出防止に努めてください。すでに受領印があるものは、受け取りを拒否してください。

7. 換金手続きについて

以下の方法にて換金の手続きが可能です。

【指定金融機関での換金（持込受付期間：令和6年2月1日（木）～令和6年4月12日（金））

- ・使用済振興券と換金用伝票を指定金融機関へ受付時間（午前9時～午後3時）内にお持込下さい。
- ・金融機関にて受付後、後刻使用済振興券の確認を行い、お振込み金額を確定します。
- ・振興券お持ち込み後に後ほど記載のスケジュールで指定口座に入金いたします。
（取扱店に振込手数料をご負担いただくことはございません）

《指定金融機関》

南都銀行 御所支店、掖上支店、吉野口支店

※掖上支店については平日火曜日・木曜日のみとなります（月・水・金は休業日となります）

吉野口支店については平日月曜日・水曜日・金曜日のみとなります（火・木は休業日となります）

◆換金請求期間は、

令和6年2月1日（木）～令和6年4月12日（金）までとします。この期間を過ぎてからの受付には応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをしてください。

◆換金用伝票と振興券の枚数が合わない場合は、

御所市ゴセンちゃん振興券事務局（南都銀行）から取扱店様へご連絡のうえ、ご返却させていただきます。再度、振興券の枚数をご確認のうえ伝票に記入し持ち込んでください。

※振興券控に記載のナンバーが必要となることがあります。換金請求した振興券控を、お手元にて保管頂きますようお願いいたします。

《振込スケジュール》

持込期間		入金（振込）日
・ 2月 1日（木）	～ 2月 15日（木）	→ 2月 29日（木）
・ 2月 16日（金）	～ 2月 29日（木）	→ 3月 14日（木）
・ 3月 1日（金）	～ 3月 15日（金）	→ 4月 3日（水）
・ 3月 18日（月）	～ 3月 29日（金）	→ 4月 12日（金）
・ 4月 1日（月）	～ 4月 12日（金）	→ 4月 26日（金）

詳細な振興券の換金方法は参加店様向けパンフレットに掲載させていただく予定です。
参加店登録後にポスターやステッカー等と併せて郵送で送付させていただきます。

8.取扱店の取消等

取扱店「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

9.その他留意事項

その他「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局と御所市が協議し、その対応を決定します。

◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

御所市役所 農林商工課

住 所：〒639-2298 御所市1-3
電 話：0745-62-3001
FAX：0745-62-5425

御所市ゴセンちゃん振興券事務局（南都銀行 御所支店）

住 所：〒639-2200 御所市326-1
電 話：0745-62-5101
FAX：0745-65-2390